

設備及び運営に関する基準の改正について

【改正内容】

①学級編制基準の引き下げについて

対象施設・・・認定こども園（幼保連携型、幼稚園型、保育所型）

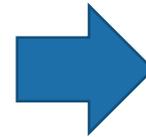
②配置基準経過措置の改正について

対象施設・・・全施設

①学級編制基準の引き下げについて

●変更内容

年齢	3歳児クラス	4歳児クラス 5歳児クラス
学級人数	25人	<u>35人</u>



年齢	3歳児クラス	4歳児クラス 5歳児クラス
学級人数	25人	<u>30人</u>

●施行期日

令和8年4月1日

●経過措置

令和14年3月31日までは従前の例（原則35人以下）とすることができる。

②配置基準経過措置の改正について

●令和6年4月1日改正

年齢区分	従前の配置基準	改正後の配置基準	経過措置
3歳児	20人につき1人	15人につき1人	<u>当分の間は従前の例としてよい</u>
4・5歳児	30人につき1人	25人につき1人	当分の間は従前の例としてよい

●令和8年4月1日改正

年齢区分	従前の配置基準	改正後の配置基準	経過措置
3歳児	20人につき1人	15人につき1人	<u>令和10年3月31日まで 従前の例としてよい</u>
4・5歳児	30人につき1人	25人につき1人	当分の間は従前の例としてよい

● 関係法令

- ・ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
(平成26年4月30日 内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)
- ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
(平成26年7月31日 内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号)
- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和23年12月29日 厚生省令第63号)
- ・ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (平成26年4月30日 厚生労働省令第61号)